担 当	地域生活課	場 所	市庁舎３階	電 話 （FAX）	43-1114 44-0373

◇行政協力員との連絡調整

(1)　行政協力員への文書配布

広報紙等は毎月１回、行政協力員使送日（月末）に地域生活課で取りまとめて行政協力員宅に配布いたしますので、速やかに班（組）等を通じて各家庭に配布してください。もし、配布部数が不足していた場合には、担当課若しくは地域生活課までご連絡いただきますとご自宅までお届けいたします。

なお、配布部数等に変更が生じた場合には、お手数をお掛けいたしますが、その都度地域生活課までご連絡ください。

※　使送日につきましては、下記をご参照ください。

(2)　行政協力員の変更

行政協力員の任期は毎年４月１日から翌年３月３１日の１年間となっています。もし、任期途中で都合により行政協力員を交代される場合は、「山鹿市行政協力員（区長）届出書兼承諾書」及び「口座振込依頼書」を地域生活課又は最寄の各市民センターまでご提出ください。

(3)　行政協力員使送日

令和５年	８月２８日（月）	令和６年
４月２７日（木）	９月２８日（木）	１月２９日（月）
５月２９日（月）	１０月２５日（水）	２月２８日（水）
６月２８日（水）	１１月２７日（月）	３月２８日（木）
７月２７日（木）	１２月２７日（水）	４月２５日（木）

担 当	地域生活課	場 所	市庁舎３階	電 話 （FAX）	43-1114 44-0373

◇市民活動中の事故に関する補償

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるように、「市民活動総合補償制度」を導入しています。この制度は、５人以上で構成する市民団体が行う市民活動中の万一の事故に対し、市が保険料を負担し、補償金を支払うものです。

① 市民活動賠償責任補償

市民活動の主催者、市民活動に従事する人が、市民活動に伴い誤って第三者の身体や財物（受託物含む）に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

身体賠償	お支払限度額	１人当たり　6,000 万円 １事故当たり　　３億円
財物賠償	お支払限度額	１事故当たり　300 万円
受託物賠償	お支払限度額	１事故当たり　300 万円

② 市民活動災害等補償保険

市民活動に従事する人又は、市民活動の参加者が、市民活動に従事中又は参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に補償します。

死亡保障	1,000 万円
後遺障害補償	30　～　1,000 万円
入院補償 （入院日数は 180 日が限度）	１日につき 3,000 円
手術補償	手術の内容に応じて定める額
通院補償 （通院日数は 90 日が限度）	１日につき 2,000 円

※平常の業務又は生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院補償保険金をお支払いたしません。

※請求額が 10 万円を超える時は医師の診断書が必要です。

担 当	地域生活課	場 所	市庁舎３階	電 話 (FAX)	43-1114 44-0373

◇地縁による団体の認可等

自治会･町内会等が不動産等の資産を保有しており、自治会等の名義での不動産登記ができないことなどから生じる財産上の種々の問題を解決するため、一定の要件を満たす場合に、その団体の地域を包括する市町村長の認可により法人格の取得を可能とする「地縁による団体」の権利能力取得制度です。

【認可の要件】

(1) 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動が現に行われていること。

(2) 区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。(目的、名称、区域、主たる事務所の所在、構成員の資格、代表者、会議、資産に関する事項等。)

【変更届出】

以下の場合は、所定の手続きに従いすみやかに届け出を行ってください。

(1) 代表者が交代したとき

(2) 規約(会則)を変更したとき

(3) 団体が解散するとき

(4) その他、告示された事項に変更があったとき

※なお、認可を受けた地縁による団体が、もしも、規約(会則)に基づかない運営がなされた場合には、認可が取り消されることがあります。

担当	山鹿暮らしサポート局	場所	山鹿暮らしサポート局（旧来民郵便局内）	電話（FAX）	41-9009 41-9088

◇空き家バンク制度

【目　的】

市内の売却・賃借希望の空き家の情報と山鹿市内への定住希望者を登録・紹介することにより、空き家の有効活用と定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。

【制度の流れ】

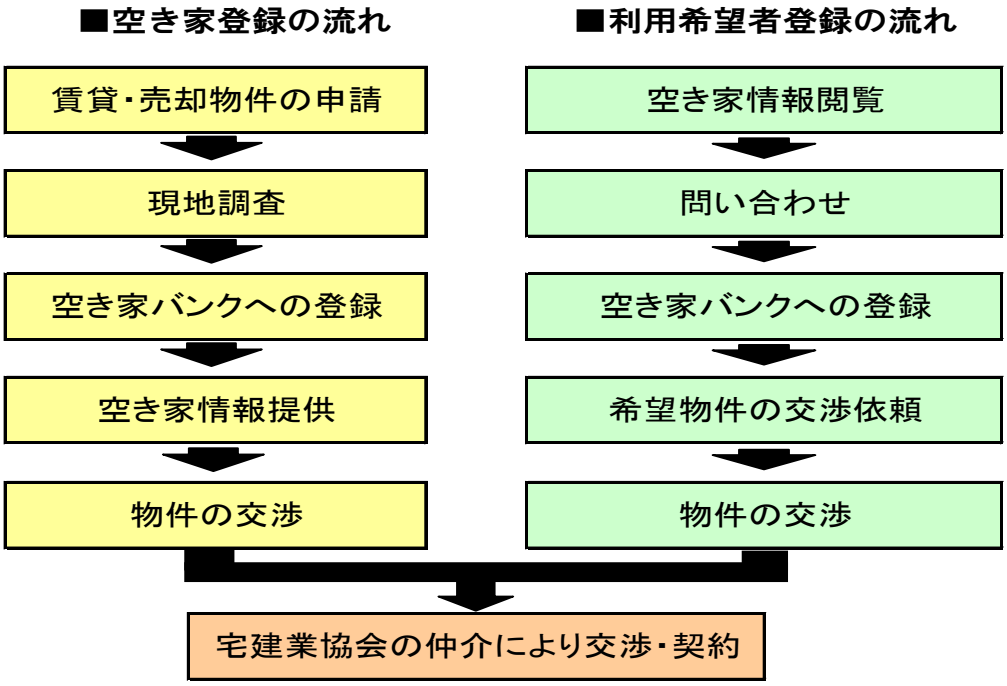

※　空き家バンク制度でいう「空き家」とは、利用可能な物件（簡易な補修含む）を対象としており、老朽・損傷等が著しい物件や廃屋物件などは対象外となります。

【山鹿暮らしサポート局の開設】

令和２年度より空き家バンク・移住定住相談窓口は、よりきめ細やかなサービス提供を目指して、山鹿市役所地域生活課から旧来民郵便局内に移転、「山鹿暮らしサポート局」としてスタートしました。空き家などの情報をお持ちの方は、情報提供していただきますようお願いします。

山鹿暮らしサポート局

開所時間　午前９時～午後５時（水・土・祝休）

場　　所　山鹿市鹿本町来民１６３３－１（旧来民郵便局内）

担 当	税務課	場 所	市庁舎１階	電 話 （FAX）	43-1121 43-1170

◇公衆用道路に対する固定資産税の非課税認定

所有している土地が道路として利用されており、何らの制限なく不特定多数の人に利用されているなどの要件を満たす場合は、申請により固定資産税及び都市計画税が非課税になる場合があります。

【公衆用道路の認定基準】

不特定多数の人が何らの制限なしに利用されている道路で、３区画以上の宅地に３棟以上の居住用の家屋が立っているもののうち、次のいずれかに該当するもの。

（１）　公共用道路から同一の公共用道路に接続する道路

（２）　その一端のみが公共用道路に接続する道路

担当	環境課	場所	山鹿市環境センター 管理棟内	電話 （FAX）	43-7211 41-8687

◇ごみ出しのルール・マナーについて

- 決められた分別方法（家庭ごみ分別辞典、家庭ごみの分け方・出し方等）に従って、ごみを出してください。
- 「家庭ごみ収集日程表」で指定された日の午前８時３０分までに、ごみを出してください。
- 感染症対策及び収集所の衛生環境の保全のため、中のごみが露出しないように、袋の口はしっかりと結んでください。
- 小動物（カラスや猫など）によるごみの散乱が無いように、扉の締め忘れやネットの掛け忘れが無いようにご注意ください。

◇ごみ分別指導について

違反ごみが多い収集所については､収集時間に合わせて職員がごみ分別の指導を行いますので、事前にご相談ください。

◇不法投棄について

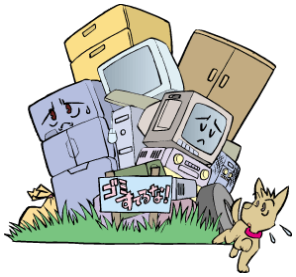

不法投棄物の処理責任は投棄者にありますが、投棄者が特定できない場合、投棄された土地の占有者（または管理者）が処理しなければなりません。

土地の占有者等が不明の場合は、環境課にご連絡ください。

※ より詳しい説明は、出前講座（ごみの分別・リサイクル）を行っていますので、ご相談ください。